

令和3年2月定例会会議録

(令和3年2月15日)

八代市教育委員会

八代市教育委員会 2 月定例会会議録

- 【開催日】 令和3年2月15日（月）
- 【場所】 八代市千丁支所2階 庁議室
- 【出席者】 北岡 博 教育長
富田 壽人 教育委員
松永 松喜 教育委員
水田 千春 教育委員
奥村 留美子 教育委員
- 【出席職員】 松岡 猛 教育部総括審議員兼次長
和久田 敬史 教育部次長
松川 由美 教育政策課長
高嶋 宏幸 学校教育課長
竹下 圭一郎 教育施設課長
岩崎 龍一 生涯学習課長
入佐 正夫 教育サポートセンター所長
松村 哲治 博物館未来の森ミュージアム副館長
服部 拓生 教育政策課主幹兼学校給食係長
前田 博治 学校教育課指導主事
陣内 敬貴 学校教育課指導主事
- 【事務局】 山本 雄二 教育政策課長補佐兼教育政策係長
西村 妙子 教育政策課参事
- 【審議事項】 <協議案件>
①協議第1号 八代市学校給食施設再編整備方針（素案）について
<報告案件>
①報告第2号 令和2年度熊本県学力・学習状況調査の結果について
②報告第3号 八代市いじめ防止基本方針（改訂版）について
1. 開会 (午後1時59分 開会)
2. 教育長報告 前回の会議から今回までに参加した行事や事業、委任された事項などの中で特に重要と思われるものについて報告
3. 議題

北岡教育長 報告第2号 令和2年度熊本県学力・学習状況調査の結果については、適切な審議環境を確保するため、秘密会にすることを提案する。

教育委員 全員異議なし

北岡教育長 報告第2号 令和2年度熊本県学力・学習状況調査の結果については、八代市教育委員会会議規則第5条に基づき秘密会とする。

北岡教育長 本日の議題の進め方について、協議第1号及び報告第3号を審議後、議事を一時中断し、各課の連絡事項を行う。その後、秘密会とした報告第2号の審議を行う。

〈協議第1号〉 八代市学校給食施設再編整備方針（素案）について

松川教育政策課長 学校給食施設あり方検討会からの提言を受けて、学校給食施設再編整備方針策定委員会を立ち上げ、八代市学校給食施設再編整備方針の素案を作成した。同整備方針のうち主なものについて資料により説明

学校給食センターの数について、調理後2時間以内に喫食できるようにするという学校給食衛生管理基準を考慮して、配送エリアを分け、検討を行った。

3センターの場合は1センターの合計食数が3,000食台、2センターの場合は1センターの合計食数が5,000食台と大規模なセンターになる。給食施設メーカーのデータを参考に、規模ごとに3,000食・5,000食の場合の経費を算出すると経費の面では2センターのほうが少なくなる。

給食提供の面では、現在11人いる栄養教諭が、国の定める栄養教諭の設置基準から、3センターで6人、2センターで4人となり、配置が半分程度になる。

また、アレルギー食対応についても2センターになると1センターで対応する人数が多くなり日々の負担が大きくなる。また、機器の故障や施設改修などで1センターが対応できなくなった場合に、2センターではもう一方の5,000食を対応することは不可能なため、給食を止めることになるが、3センターでは1センター当たり4,500食規模の余裕のある施設を建設した場合、残りの2センターで給食を止めずに対応することができる。

施設コスト面では、2センターが優位であるが、アレルギー

対応食や納入業者など安全で安心な給食提供を考慮すると3センターが良いのではないかと。また、給食調理場の統合再編に伴い栄養教諭の配置数が減となった場合は、職員配置に十分配慮するというに至った。

このような経緯から現時点では、センターの数を3か所とするが、3,000食規模の施設は、1施設当たり20億円程度かかるため、1つ目を建て始めるのに数年かかるだろうし、その後も立て続けに建設することは難しく、数年おきに建てていくことになる。その間児童生徒の数も減少することが見込まれるため、1つ目を整備する期間の中で、センターの規模や数を見直していくこととした。

また、支援学校については、生徒数は増加傾向にあるがクラス数が決まっているので今以上に増えることはない。調理場を新設する場合は、配送する場合と比較して経費が多くかかること、支援学校には利用者に合わせたきざみ食、流動食を提供するための調理場が必要ではあるが県立学校の現状から自校方式とする明確な根拠もないことから、共同調理場で調理し、配送したほうが効率的である。支援学校の給食を調理する共同調理場には、きざみ食、流動食の加工に必要な設備を整え、きざみ食、流動食の専属調理員を配置することを条件に共同調理場から配送することとする。

水田教育委員 支援学校の給食を給食センターで作るとなった場合はどこのセンターに配置される予定なのか。

服部教育政策課 主幹兼学校給食係長 新しい給食センターをどこに建てるかまだ具体的に場所が決まっていない。3センター案であれば新中部センターが、2センター案であれば新南部センターが近い調理場になる。

富田教育委員 県内に3,000食、5,000食作っているセンターはどこかにあるか。

松岡教育部総括審議員兼次長 3,000食は、西部センターでも今作っている。宇城市が建設中で、5,000食作る。

富田教育委員 宇城市は1か所で作っているのか。

和久田教育部次長 1か所で作っている。

奥村教育委員 3センター案で、新北部センターに泉小中が含まれているが

給食センターからの配送距離を単純に計算すると結構な距離があるように見える。調理から2時間以内に配送すればよいという国の基準があるが、作ったものが1時間を超えたら、おいしくまで贅沢は言えないにしても毎日のことになったときに、この距離が影響するのか。他の市町村で給食センターを建設し、配送時間がどのくらいであるかなどの実情の情報を聞かれたことがあるか。

服部教育政策課 主幹兼学校給食係長 他市の市町村の配送の状況は把握していないが、泉小中への配送時間については、30分で到着する予定になっている。

奥村教育委員 建設予定地は、鏡中学校あたりになるのか。

服部教育政策課 主幹兼学校給食係長 鏡中学校から少し有佐小側に行ったあたりを想定している。

奥村教育委員 情報として、どういう状況で、子供たちのところに給食が届くことになるのかということである。学校では、配送車が来るから早く食べるように、食べ残してはいけないなどという指導も行う。担任の先生はタブレットもコロナも給食の食べ方の指導もと、よりタイトになってくると思う。

松永教育委員 生徒数は、資料どおりにいけば、かなり減ってくると思う。現在の八代市の給食センターはアレルギー対応が物すごく進んでいる。この推移以上にアレルギーの対象者は増えてくると考えられるので、十分そのことも考えて、検討してほしい。

北岡教育長 子供の数は減ってくるが、アレルギーを持っている子供の割合は増えるのではないか。それを予測するとそのことに対応できるように考えておいてほしいと。

奥村教育委員 新しいセンターの一つ目を建設した後で、様子を見ながら2つ目、3つ目を建設していくということだったが、様子を見ながらといっても、多少は、可能な限り具体的な数や年限を見越していかないと次のセンターの建設を検討するときに検討するメンバーのその時の意向が、その時の時代の流れに大きく左右されて、置き換わったということにもなるので、この辺の様子を見ながら建設していくという流れもよろしく願いした

い。

学校で給食の時間は、子供にとっても、先生にとっても、学校にとっても、今日もこの時間を超えたねというとても大事な時間である。

また、栄養士の数も大分違ってくる。資料に職員の配置に十分配慮しますとあるが、具体的に配慮はどのようなものを想定しているのか。

松川教育政策課長 6,000食までは2人という国の基準がある。栄養教諭は県費の職員になるので、八代市としての状況に応じて加配をお願いするとか補助的職員を市費で任用するなどが考えられる。アレルギーの対象者が増えてくるかもしれないし、1センターでの対応食数もアレルギー対応の割合も増えてくることが予想されるので、県にもお願いする。

富田教育委員 調理員は、現在でも応募者が少ない。入ったとしても調理師の免許を取得すると介護施設などの給料が良いため、辞めてしまう。5,000食を作っている場合に調理員が辞めてしまうと、1人で多くの仕事に対応することになり、安心安全が避けられなくなってくる。また、調理するときにはたくさんの方が動くことになるので、安心安全の面で不手際等が出やすくなっていくことも考えられる。今後このようなことも考慮しながら策定して行ってほしい。

松川教育政策課長 調理員は、なかなか応募がないのが実情である。来年度は処遇改善に配慮をした予算を提案する予定である。少しずつ処遇改善やエアコンの効いた環境での調理など施設面の改善などの対応を考えている。

北岡教育長 建設費用は、1センター当たり20億円程度と説明があったが、20億円で大丈夫だろうか。通常は3,000食作るが1か所改修等が必要になった際に、そのセンター分も作ることができるよう4,500食に対応できる施設を建設するというのが3つのセンターを建設する理由だったと思う。アレルギー対応を専門にしているところがあったとして、他のセンター分も対応しないといけないとなった場合の確保も必要である。以前久留米市の給食センターの視察に行ったときは素晴らしい施設を作ってあったが、最新型の施設を建設するのに20億で大丈夫だろうかと思った。これぐらいの施設であれば、幾らぐらいだろうという具体的な金額があるわけではないが、計画が進

んでいくうちに費用が全然足りないとなっではいけない。費用の計算はしてあるのか。

松川教育政策課長 20億円というのは、3センターの建替え費用が59億円だったため、それを単純に割った金額であった。資料にある建替え費用や維持費等経費の金額は、メーカーのデータで、3,000食か5,000食のデータしかなかったので、4,500食の余裕を持った規模で建設するとなると1センター当たりまだまだ費用がかかると思う。

北岡教育長 他のセンターを20年後に改修する場合や熊本地震のときに麦島センターの天井が落ちた場合のように災害のことも考えてその規模で建設しておかないと、3センターにする意味がないと思う。栄養教諭の配置は、県にお願いをしても難しいということがあり得るし、市単独で配置することも厳しいということもあるかもしれない。この部分については、財政面と十分話をしておかないといけない。

資料の中に調理員数を出してあるが、この中に刻み食の専属調理員数も入っているのか。刻み食の食数に対し何人ぐらい必要になるか、食数が増えたときには何人で対応できるというように人数を計算しておかないと、最初の予算から足りなくなってしまう。久留米市の施設を視察したときは、アレルギー対応の部屋は完全に囲ってあり、ドアも自動で、完全に隔離してあった。刻み食はそこで対応してあった。最新のものを建設すると費用が大分かかるのではないか。そういうことも含めてぜひ検討してもらいたい。避けては通れない話だと思う。

松岡教育部総括審議員兼次長 28年度にあり方検討会の報告書をいただいでいて、それを実際に検討して、実務ベースに乗せていくという作業をしないといつまでも施設の再編整備が進まないため、検討委員会を開いて基本方針案を作成した。一番のポイントは、既存の14か所の建て替えや大規模改修をしたときの経費と、センターを集約したときの経費と、新しくなったときの環境面、安全衛生面を比較する中で単独校もいいが、最終的にはセンターに集約していかないとという検討を私も部会員としてさせてもらった。センターの数が決まらなかった理由は、最初のセンターが何年後にできるのか、その規模がどのくらいになるのか財政的な面を含めて見えず、今の検討会の中では詰めることができなかったからである。まず3センターを基本とするが、1つ目がきちんと決まって次が何年後ぐらいにできそうだとした時の児

童生徒の数、学校・幼稚園自体の数も変わってくるだろうということを勘案しながら、漠然としているところもあるが、このような基本方針となっている。添付資料のスケジュールはわかりにくいところがあるが、令和4年度に基本構想というところで、専門の業者をお願いしたいと思っている。この新しく建てる給食センターについて、市が建てて市が委託する、市が建てて民間をお願いする、民間が建てて民間が運営するなど今後の運営方針までこの中で検討していこうかと考えている。ここに記載のないものでも、場合によっては用地を取得しないといけなくなるかもしれない。これも大変な問題である。また現在、単独校や近い給食センターから運ばれているところを一つにまとめる場合に、関係者への説明にも時間がかかるかもしれない。実際に大まかな方針を定めさせてもらって、実務に向かっていこうということでご理解をいただきたい。

〈報告第3号〉 八代市いじめ防止基本方針（改訂版）について

高嶋学校教育課長 熊本県いじめ防止基本方針の改訂を受けて平成26年に策定した八代市いじめ防止基本方針、八代市学校いじめ対処マニュアルの改訂を行った。主な改訂ポイントについて資料により説明

いじめの定義解釈について、児童生徒の感じる被害性に着目することを加え、インターネット上でのいじめを想定し、具体的ないじめの態様を示している。また、各学校が実施すべき施策として、いじめの未然防止、早期発見、事案処理などの役割をもつ学校いじめ対策組織を各学校に設置し、いじめ情報の窓口を一元化するため情報集約担当者を最低1名置くこととした。その他各学校におけるいじめ防止等に関する取組を示している。今まで明記されていなかったいじめの解消については、いじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととし、その期間の目安を具体的に3か月と明記している。重大事態への対処としては、事実関係を明確にするための調査の実施を加えた。

学校いじめ対処マニュアルについては、いじめ防止基本方針との整合性を図るために必要な改訂を行い、いじめ対処の流れ、学校いじめ対策組織、未然防止・早期発見のためのポイントなどについて具体的に規定し、同方針を補完するためのマニュアルとなっている。

奥村教育委員 改訂箇所が、物すごく増えていて、対応の内容が具体的で、

細かいところまで定めてある。また、調査ということに非常にページを割いてある。昨今、他市のいじめ案件で、調査したアンケートをシュレッターにかけたなど考えられない事案が起きていることも含めて、なぜ今回改訂に至ったのか、私たちが今後学校に出向くことになったときに、そのような話になると思うので、改訂が微細に行われたことの意図をしっかりと掴んで、理解しておきたい。

また、基本方針の改定版を読むのは大変だと思った。マニュアルであれば、学年会で読み合せようとなりやすいし、担任の手元に届きこのように対応しようと思う。「いじめを行った児童生徒への対応」というところで、いじめを行った子供についても背景をよくつかみ、どんな指導をするかとなったときに、「～させる」・「指導する」というのが多い。「その非を指摘し納得させる。」ともあるが、今までこの納得が十分できずに、子供の中で反感に終わってきた。単にマニュアルに書かれているから先生は納得させないといけないのだというふうに先生たちがならないとは思いますが、先生たちの手元に届き、こういうときにどうするかといったときの配慮、教育委員会の指導もあると思う。今までの対応でしっかりしているんだけど、なおかつこういうところを具体的に上げてあるといったように丁寧に指導してほしい。それがないと、文字になるとここにこう書いてあるから、こうするようになっていてからと対応されることが怖い。まとめることも大変だったと思うが、これからの周知徹底に苦労されるだろうと思った。

高嶋学校教育課長 改訂の趣旨は、実際県内で起こった重大事案を検証した結果、必要だった対応や気を付ける部分を付け足して、このような詳細なものになったと聞いている。マニュアルの「させる」という言葉だけが先行してしまうのではという指摘については、校長園長会議を通して、校長先生に丁寧に説明するとともに、担当者の集まる研修会でも周知を図っていきたい。基本的には、重大事態が発生したときにマニュアルに沿ってすべきことがきちんとなされているかが問題になってくる。委員ご指摘の部分については十分配慮しながら、各学校で対処してもらうよう周知を図りたい。

富田教育委員 新聞によると2006年にいじめ件数が11万件、その後指導をしっかりするという学校への通達がされて、6万件に減っている。その後2016年には32万件、去年61万件になり、小学校が圧倒的に増えている。マニュアルにたくさん

書いてあるが読み切れないので、八代市はの中でどこを押さえたらいいか、課題があると思う。今、件数がほとんどないときに、学校としたらどういったところを押さえたらいいかを学校教育課でしっかり押さえて話をされたほうがいい。

高嶋学校教育課長 いじめの件数の増加は、いじめの定義が変わったことも影響していると思う。そういう声が上がってくるということは悪くはないという論調もある。マニュアルを全部頭に入れるのは頑張ってもらいたいところだが難しいと思う。学校いじめ対策組織について、組織として行うことを示しているのだから、こういう部分に特に気を付けて学校では取り組んでもらいたいと周知したい。

奥村教育委員 改訂版基本方針に記載のある人権教育主任や児童生徒支援加配教員、人権同和教育主担者について、人権教育や同和教育の担当は校務分掌には、人権教育主任として一つの表記がなされるのかと思っていたが、分けて記載があるのはどういうことか。

前田学校教育課指導主事 学校によっては、それぞれ置かれているところがあるため、このように記載している。

奥村教育委員 いじめに当たるかどうか判断するとき、こういうことに配慮して子供たちを細かに見ていきましょうと書いてあるが、よく見てみると、いじめ問題じゃなくても、一人一人の子供たちの日々の暮らしや特に教師の授業など全部に通じる中身である。そういうところに細やかに気づく教職員でありたい。いじめ問題ではこういうところを見ているんだというような特化したものではなく、全体的に子供をどう見るかという視点をより学校の先生たちと共有して、つい見逃しがちないじりというようなものを今のうちに止めさせておいたほうがいいとデリケートな気持ちがさらにできていくといいと思う。いじめに特化した教職員の目線・心遣いでなく、全体にこういうものがきかないと、また間違ったほうに対策が行ってしまうと思う。

高嶋学校教育課長 委員が言われるとおりのことである。先生たちは、いかにアンテナを高くして子供たち一人一人をしっかり見つめるか。気づかないときは、チームとして気づいた人が情報共有をして未然防止していく。これは、いじめに限らず、不登校などいろんなことにつながると思っている。このことについては、周知して、話

をしていきたい。

水田教育委員

方針、マニュアルの量に驚いたが八代市がいじめに真剣に取り組んでいるところが見えて感激した。こういうことに取り組んでいるという形として冊子自体を保護者や子供たちが常にいつでも見れる状態にしておいてほしい。また、マニュアルにある日々の観察については、休み時間に児童生徒の状況に目を配るとある。休み時間に荒れているという話を聞くので、日々行っていただきたいと思うが、先生方の休み時間が無くなるので今の人数で対応するのは難しいのではないかと。先生同士の意思疎通、縦と横のつながりで言いやすい環境にあるのか。先生と子供の信頼関係ももちろんだが、先生たち同士の信頼関係も大事で、先生たちがいじめっばい体制になっていてはどうにもならないので助け合う精神が必要だと思った。さらに、マニュアルにあるいじめを行った児童生徒の保護者への対応の中で、必要に応じて、カウンセリングの実施が可能であると伝えるとあるが、可能ではなく、カウンセリングを受けていただくということにしてほしい。我が子がいじめられ、学校で対応してもらったという経験から、いじめた子とその保護者にカウンセリングを受けてもらいたいと常々思っていた。いじめをするような子になったのは、生まれてからの日々の積み重ねで、自分の心にひずみがあるから、今幸せでないからじゃないかと思う。そういう状態であるなら、重大事態になる前に専門家のカウンセリングを受けていただきたいと思うが、いかがでしょうか。

高嶋学校教育課長

先生たちの目配りについては、言われるとおりであるがバタバタしていて、目が届かないことがあるのも事実である。子供や社会の状況は変わっているので今の定数では厳しい。県の加配をお願いしていく。先生たちのチームワークは、校長がリーダーシップをとってそのような職場づくりをお願いしたいと思う。関係者のカウンセリングについては、同じ意見である。関係者の心のケアについては、スクールカウンセラー等にケアを図っていく必要がある。

前田学校教育課指導主事

方針等の周知に関しては、ホームページに掲載をする予定である。この後、各学校で学校ごとのいじめ防止基本方針を作成してもらおう。これについてもホームページへの掲載や保護者に周知してもらおうようお願いする。

奥村教育委員

いじめた、いじめられたに関しては、学校と子供の指導だけ

でなく、保護者の立場をこの際大きく位置づけておく必要がある。マニュアルに学校において生じる可能性がある犯罪行為等に刑法を挙げて対応が記載してある。関わる大人がしっかり関わらないと最終的には刑罰を受けるものであるということ、脅かすためではなく、こうならないためにとPTAのいろんな会合で現代的な課題として学校と一緒に勉強する必要がある。学校だけではできないから投げやるというわけではなく、よりよく解決していくために、情報過多と一緒に担っていくためにとという意味である。

また、基本方針の中で、学校内の対策組織に外部専門家も位置づけて活動を活性化していこうと規定してある。マニュアルにも関係機関との連携を必要とする状況でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに丸がついている。実際、学校内の組織に専門家を位置づけていくときに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは十分対応されているのか。現状のニーズと対応が順調にしているのか。極端なことをいうと厳しい状況になったからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに任せよう、ではなく、まず学校が受け止めて、学校が専門機関と連携して対応していく。そのためには、時間と話し合いをする場面が必要になってくる。現在のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの状況はどうなのか。いろいろなところで明文化されて位置づけられたらどうなのかという危惧を持った。

高嶋学校教育課長 御指摘のとおり、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、非常に多忙で、時間が足りない状況である。拠点校、派遣の形で、定期的に来られるので、その時の時間を割いて、学校のいじめ対策組織の会議を開催するという方法をとらなくてはいけないと考える。

(議事一時中断)

4. 連絡事項 教育サポートセンター 教育論文表彰式について、くま川教室
閉級式について
博物館 子供体験講座について、冬季特別展覧会について
事務局 3月定例会日程確認 (3/26 16:00~)

(議事再開)

〈秘密会〉

〈報告第2号〉 令和2年度熊本県学力・学習状況調査の結果について

〈秘密会につき、会議内容は省略〉

5. 会議録署名委員 富田委員・奥村委員
の指名

6. 閉会 (午後4時15分 閉会)

令和 年 月 日

署名委員

記録者
